
◎議会運営委員会の所管事務調査について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議会運営委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は所管事務等の調査を終了したのでその結果を次のとおり報告します。

1、調査項目、議員定数と議員報酬について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職氏名は記載のとおりであります。

6、調査の経過等。

(1)、これまでの議員定数及び議員報酬の見直し状況。議員定数の見直しは平成10年の第1次議会改革から始まり平成11年1月に新しい時代にふさわしい議会の活性化と精鋭化を目指し、議員定数22名を2名削減し20名とした。第2次議会改革において本委員会では平成16年1月から平成18年12月までの3年間にわたる調査・協議の結果、議員定数20名を16名に大幅に減員するという結論を出し平成19年1月29日所管事務調査報告を行った。この報告に基づき同年6月の定例会において定数16名とする条例改正を行った。またこの削減に当たっては①、通年議会の実施に向けた試行、②、常任委員会の見直し及び複数の委員会所属の実施、③、議会報告会・懇談会など議会広報・広聴の機能強化と実施、④、政策研究会の設置の4点について制度確立を行いつつ議会機能の強化を図っていくものとした。さらに第3次議会改革において本委員会では平成23年3月16日の所管事務調査報告で現行の定数16名、1名欠員となっている現状の15名、2名以上の削減という3つの意見に分かれたものの最終的に1名の欠員の現状を尊重し定数15名とした。このように平成10年から現在までの15年間で議員定数は22名から15名に7名減員し3割を超える削減を実施している状況にある。またこの間の議員報酬については平成13年4月に特別職報酬等審議会の答申に基づき議長30万8,000円、副議長24万6,000円、委員長21万8,000円、議員20万7,000円に改正した以降、現在まで据え置くとともに厳しい財政状況に鑑み議員報酬の自主削減を平成14年から平成22年度まで実施した。平成23年3月の本委員会の議員報酬に対する報告では議会活動の実態を反映しているとはいえ引き上げることが妥当と判断したところであるが、厳しい財政状況から引き上げを見送ってきたものである。

(2)、今回の議員定数及び議員報酬の見直し、本委員会は昨年実施した議会懇談会において町民から議会議員の定数及び報酬削減についての意見が出されており、これらの意見に対して議会として考えをまとめる必要があると判断し調査を行ってきた。前記のとおりこれまで議会として十分議論を行い見直しをしてきたものと考えているが、議員定数及び議員報酬については明確な基準がなく町民から見てわかりづらいものとなっていることに加え、本町の財政問題や重要事項の課題等に対して議会がチェック機能を十分発揮してこなかったのではないかと、議会が何をしてい

るのかといった不満、不信さらに議会にも責任があるという責任論に至り、定数・報酬削減の厳しい声となってあらわれているものとする。

このような状況を踏まえて本委員会では①、議会に求められる機能、②、機能を果たすための常任委員会の数、③、常任委員会の定数、④、議員定数、⑤、議員報酬の5点に論点整理をするとともに同規模自治体議会の議員定数と議員報酬の比較、一般会計に占める議会費の割合、胆振管内で最小の議員定数で議会運営をしている豊浦町議会（人口4,402人・定数8名）、先進的に議会改革に取り組んでいる栗山町議会（人口1万3,026人・定数12名）、芽室町議（人口1万9,375人・定数16人）を視察したほか、10月1日、10月13日の2回全員協議会を開催し全議員の意見を聞いて議論を進めてきたものである。同規模自治体議会の議員定数の状況、議員報酬の状況、議会費と一般会計に占める割合、それぞれは下記の表のとおりである。

調査の結果、（1）、白老町議会の議員定数は14名とする。

（2）、白老町議会の議員報酬は額を引き上げるのが妥当と判断するが特別職報酬等審議会の答申を尊重し現状維持とする。また本町の厳しい財政状況を踏まえ自主削減を次のとおり実施する。①、毎月の議員報酬から5%の額を削減する。（期末手当の算定基準は削減前の議員報酬額とする。）②、削減する期間は一般選挙を考慮し現議員の在任期間中、平成27年1月から同年10月までとする。

調査の意見、（1）、議員定数、本町議会は平成11年から議会改革に取り組み議員定数の削減を進めてきた。そのため道内同規模自治体議会との比較では一番少ない定数である。こうした現状を確認しながら議会の役割、機能を踏まえた定数に対する議論を尽くし以下の意見が出された。

①、現行定数15名を維持すべき。ア、議会が「行政監視・政策立案型」の議会として機能を発揮するためには広く町民の声を聞き議会、常任委員会の活動を充実させていかなければならない。イ、本会議を補完する常任委員会の活動がますます重要となる。常任委員会は最低2つの常任委員会が必要である。ウ、常任委員会の定数は議長を除き7名から8名が適切である。エ、議員定数は2常任委員会掛ける7名（最少）プラス議長で15名が適切である。

②、議会の役割・機能から定数15名は適切な人数であるが二度目の財政危機に対する議会への不信等を重く受けとめた総合的な判断をすべきである。さらに現在14名の議会で運営がされている実態からすれば14名とするのが望ましく町民の理解も得られる定数である。

③、人口が将来的にも減少傾向にある状況、財政危機を招いた議会の責任と姿勢、自己改革で議会機能を低下させないことができることなどの理由により定数は12名から13名にすべきである（委員外議員）。

以上の3つの意見に分かれたが本委員会では最終的な合意に向けて議論し次のとおり合意に至った。自治体はこれまで以上に自主・自律の行政運営が求められる。本町は財政問題、人口減少問題、懸案事項など今後のまちづくりに影響する重要な課題を抱えており団体意思の最終決定を行う議会の役割は非常に重要である。このことから本会議、常任委員会での十分な審議とともに多様な意見を反映し将来を見据えた議論が必要となるものであることから現行の定数は適切であ

る。しかしながら財政危機に対する議会への不審等を重く受けとめた総合的な判断と、現在 14 名により議会が運営されている実態を考えたとき議会がさらに努力をしていく姿勢を示すこともまた重要である。したがって次の選挙から議員定数は 14 名とする。

(2)、議員報酬。議員報酬は平成 13 年 4 月の改定後現在まで据え置かれてきた。道内同規模自治体議会との比較では当別町の次に高い額となっているが町長給与との割合比較では平均的な割合であることや議会会議日数、常任委員会の会議日数が増加し常勤化しつつある状況を踏まえ議論を行った。

①、現行の報酬額。平成 23 年 3 月の本委員会の報告と同様、議員の活動が常勤化しつつある実態、各階層・各世代の幅広い人材の中から議員の選出がされる環境づくりや議員の専門家のためにはそれに見合った処遇が必要であり基本的には議員報酬を引き上げるべきとする意見で一致した。しかし本町は財政健全化の取り組みを進めている状況であり最終的には特別職報酬等審議会の答申を尊重し現行の議員報酬額とすることで委員会の意見はまとまった。また委員外議員からは現行の報酬が妥当、審議会の答申を尊重という意見が出された。

②、報酬の自主削減。本町の厳しい財政状況、財政健全化プランに基づく理事者、職員の給与等の削減状況を踏まえ自主的な削減を行うべきとする意見（委員外議員を含む）が出された。一方自主削減を実施することとなれば次期改選における立候補者への影響が懸念されること、現行の報酬額は本来引き上げが妥当であるので削減すべきでないとする意見が出された。この 2 つの意見の接点を見出すべく議論を継続した結果、最終的には現議員の任期中に限り 5 % の月額報酬の削減で合意した。

(3)、議会改革と議員活動。議員定数削減、議員報酬削減といった町民の厳しい意見は議会・議員に対する不満・不信であり、さらに不断の議会改革を進め町民の信頼に応えることが必要である。そのためには町民に開かれた議会、わかりやすい議会を目指して議会改革を進めるほか、個々の議員にあっては日々の研鑽により議員としてさらなる資質向上に取り組むと同時にさまざまな町民の意見、要望を聞きみずから調査し本会議・委員会審議に臨み判断しなければならないものである。第 1 次から第 3 次までの議会改革において通年議会、常任委員会の見直しなど議会制度の改革を進めてきているが、さらに町民から信頼される議会運営に向け質問、自由討議、調査の方法等の具体的な改革に取り組んでいくものとする。以上でございます。

○議長（山本浩平君）　ただいま議会運営委員長から報告がありましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君）　委員長から今報告ありましたけどいろいろとこれまでまとめたことに対してはご苦勞を申し上げたいと思います。

それで私たちは議員定数の発議をしたことで 10 月 9 日に議会運営委員会で説明を求められて、ある程度のことは説明していますのでそれを承知してお聞きします。この後多分議員定数の部分の発議と報酬の発議が出るとお思いますので、その議案提案を見てからまたお聞きします。その部分については今の委員長の報告の中ではお聞きしません。2 点目だけお聞きしますけれども 7 ペ

一ジの②に報酬の自主削減という中で、次期改選における立候補者の影響が懸念されるとこういうことになっています。自主削減は我々今現在の任期中で終わることになっています。多分そういう提案になっています。そうすれば次期は新たに選出された議員が、この問題が提起されるかどうかは別として、あったとすればその方々が決めるはずなのです。だから今回の我々が決めた自主削減が次期改選にどのような影響が及ぶのかその辺をお聞かせください。

それと7ページの(3)です。この中に議会改革と議員活動の中に議員としてさらなる資質向上に取り組みなければならないとこういっています。この資質向上に取り組む、資質向上とは何か。このことについて過日の全員協議会で議員の質を話したときに、議員の間から議員の資質は何かとこういわれたのです。それで同僚議員はこうではないかといっています。私は余り深くいえませんでしたけど、ここで改めて大事なことです。議員の資質というのは何を示すのか。そういう意見があったのか。これは我々にとって非常に大きな問題なのです。また反省も含めて議会活動の中で個人の資質は非常に大事だと思います。この本件の調査委員会でいっている議員の資質というものは、定義とはいわないけれどもどういうことを我々に示唆しているかとか、どうあるべきかということだと思っております。この議員の資質というのは具体的にどういうことをいっているのかとお聞きします。

○議長(山本浩平君) 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長(大淵紀夫君) 次期立候補の影響ということの点についてまず答弁をしたいと思うのですけれども、これは今までの自主削減がその後も引っ張るといふふうに理解をされている会派の方や議員の方がいらっしゃいます。事実として。それはなぜかという、今やっているのだからまたこの次必ずあるといふふうになると今ここで書いているように立候補者が非常に少なくなったら困るといふご意見が出されました。それは事実この前の自主削減の場合はパーセントは変わりましたが、ずっと引き継いで削減をしてきているのです。ですからそれは明確にいたしましょうということで今回は、原則的には前田議員がいわれたとおり改選されたときにもう一回決めるわけですから反対すればそれはそれで通らない話だけれども、そこは十分考慮をしてそういう記載したということでございます。大意は全くございません。

それから資質の問題なのですけどこれはなかなか難しい部分があります。個人的な見解となるとまずいですが、一つは宣誓書、当選されたとき宣誓書を皆さん署名して出します。その中に議員はこうあるべきというものがございます。それから倫理条例の中に一定の議員の資質ということが書かれております。当然資質の範疇には議会議員としての常識の範囲、または議会議員として必要な質問の準備等々もございます。そういうこともございますが基本的にはやはり宣誓書及び倫理条例に書かれているそういう人たちが議員になられるといふようなことを中心に資質としています。ただ質問がどうのこうのといふことはこれはまたちょっと違う話でございまして、そういう範疇で理解をしております。以上です。

○議長(山本浩平君) ほかに質問ございますが、

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) それではこれをもって報告済みといたします。